報告事項ア

件 名	県議会令和3年9月定例会概要について
提出理由	県議会令和3年9月定例会が終了したので、その概要(教育委員会所管分)について別紙のとおり報告します。
概要	1 会期 令和3年9月24日(金)~10月14日(木) (21日間) 9月24日 開会 9月30日~10月6日 一般質問 10月12日 大材育成・文化・スポーツ振興特別委員会 10月14日 委員長報告、質疑、討論、採決、閉会 2 本会議の質問 質問者数 15人中 12人 (80.0%) 質問本数 213本中 26本 (12.2%) 3 付託議案 5 件 4 文教委員会における報告事項 0 件

(財務課)

県議会令和3年9月定例会

本会議における質疑質問者氏名・質疑質問事項・質疑質問要旨・答弁要旨

月日	質問議員	質問事項・答弁者(無記入は教育長)・答弁担当課	頁
	武内 政文 (一問一答) (自民)	5 旧毛呂山高校跡地の活用促進について (財務課)	4
	石川 忠義 (県民)	教育なし	_
9 月	山本 正乃 (民主フォーラム)	3 教育行政について (1) ESD (持続可能な開発のための教育: Education for Sustainable Development) について (義務教育指導課、高校教育指導課)	6
30		(2) 学校における働き方改革について (小中学校人事課、県立学校人事課、保健体育課)	7
(木)		(3) コロナ禍でも子供たちが安心して学習できる環境づくりについて ア 出欠席の取扱いについて (高校教育指導課)	10
		イ 全ての児童・生徒が学べる体制整備について (義務教育指導課、高校教育指導課)	11
	逢澤圭一郎 (一問一答) (自民)	5 県立学校の受水槽への非常用給水栓(蛇口)の設置について いて (財務課)	12
10		6 医療的ケア児及び家族の支援について (1)特別支援学校での医療的ケアの取組の充実について (特別支援教育課)	13
月		(2) インクルーシブ教育の推進について (特別支援教育課)	15
日 日	石渡 豊 (公明)	6 新しい県立図書館の検討推進について (生涯学習推進課)	17
(金)	柳下 礼子 (共産)	4 医療的ケア児及びその家族に対する支援は国と自治体 の責務 (知事:障害者支援課*)	19
		(福祉部長:障害者支援課*)	22
		(特別支援教育課)	23

月日	質問議員	質問事項・答弁者(無記入は教育長)・答弁担当課	頁
	松井 弘 (一問一答)	6 学校部活動の指導における外部指導者の活用について (保健体育課)	24
	(自民)	7 教員の質の確保について (小中学校人事課、教職員採用課、生涯学習推進課)	25
10	杉田 茂実 (民主フォーラム)	2 農業生産力の向上について (2)農業技術研究センター、農業大学校及び総合教育セン ター江南支所の連携について	27
月	浅野目義英 (無所属)	(農林部長:農業政策課*) 2 「戦没者を追悼し平和を祈念する日」になぜ半旗は掲揚されないのか (1) 今年の状況について ア 埼玉県諸施設	29
4		(福祉部長 :社会福祉課 *)	
		イ 県警察諸施設 (警察本部長 :警務課 *)	30
日		ウ 県教育施設 (総務課)	31
(月)		(2) 来年についてア 県教育施設(総務課)	32
		イ 埼玉県諸施設 (知事 :社会福祉課 *)	33
		7 分身ロボットOriHimeを、けやき特別支援学校で 複数台導入せよ (特別支援教育課)	34
10	髙木 功介 (自民)	4 防災学習のための自衛隊の活用について (知事 :保健体育課)	35
月 5		(保健体育課)	36
日 (火)		7 家出少年少女等の「駆け込み寺」の創設 (県民生活部長 :青少年課 *)	37
		9 時代に即した動画オンライン教育 (高校教育指導課)	38

月日	質問議員	質問事項・答弁者(無記入は教育長)・答弁担当課	頁
10	権守 幸男 (公明)	6 ものづくり人材の育成について (1)県立工業高校の更なる魅力発信	40
月		(高校教育指導課)	
5		(2) インターンシック制度の拡充 (高校教育指導課)	42
		8 プレコンセプションケアの啓発について (保健体育課)	43
(火)	岡田 静佳 (一問一答) (自民)	教育なし	_
10	横川 雅也 (一問一答) (自民)	6 魅力ある県立高校づくりに向けて (1)選ばれる高校と求められる特色について (魅力ある高校づくり課)	44
月		(2) 高大連携講座「彩の国アカデミー」を全県展開へ (高校教育指導課)	46
6 日	新井 一徳 (一問一答) (自民)	7 県立の中高一貫校の開設を (高校教育指導課)	47
(水)	諸井 真英 (自民)	4 県立高校のエアコン設置は誰がするべきなのか (知事 :財務課)	48
		(財務課)	50

* 教育に関連のある答弁のため掲載

教育長 No.1 3年9月30日 武内 政文 議員

【質問事項】<一般質問(一括質問)>

5 旧毛呂山高校跡地の活用促進について

【質問要旨】

現状についてどのような認識を持ち、いつまでに跡地利用に係る再調査等の方向性を決定して解決に向けて取り組むのか、教育長に伺う。

【答弁要旨】

武内政文議員の御質問5「旧毛呂山高校跡地の活用促進について」お答えを申し上 げます。

まず、「現状についての認識」でございます。

議員お話しの旧毛呂山高校跡地の活用については、県庁内部での活用希望がなかったため、地元毛呂山町と協議しておりましたが、平成29年10月に、町として活用することは困難であることから、今後は県で推進してほしい旨の意向が示されました。

その後、跡地の活用意向を示した事業者がいたため、売却条件等について町に意見を求めたところ、平成30年11月に、庁内調整等のため、時間的猶予がほしい旨の回答を頂いたところです。

その後も、跡地活用について町と継続的に調整を行ってまいりましたが、町からは 明確な意向が示されていないため、具体的な売却手続に進んでおりません。

また、毛呂山高校跡地は市街化調整区域内にあるため、建物の用途が学校や社会福祉施設などに制限されるなど売却に当たっての制約もございます。

同校の閉校後13年が経過しており、跡地活用が決まらない状態が継続していることは、決して望ましいものではないと認識しております。

次に、「いつまでに跡地利用に係る再調査等の方向性を決定して解決に向けて取り 組むのか」についてでございます。

県立高校の敷地は面積が大きく、まとまった土地であるため、県にとっても地域に とっても貴重な財産であります。

今後、県庁内部に向けて再調査を速やかに実施するとともに、議員御提案のサウンディング型市場調査の活用も含めて幅広く検討し、今年度中に跡地活用に係る調査の

財務課

実施方法を決定してまいります。

県といたしましては、引き続き、毛呂山町と連携を密にし、旧毛呂山高校跡地の有 効な活用方法について、スピード感を持って検討を進めてまいります。

義務教育指導課、高校教育指導課

【答弁者】 【発言順位】 【質問年月日】 【質問議員】

教育長 No.3 3 年 9 月 30 日 山本 正乃 議員

【質問事項】<一般質問(一括質問)>

3 教育行政について

(1) ESD (持続可能な開発のための教育: Education for Sustainable Development) について

【質問要旨】

埼玉県内の学校教育におけるESDの取組状況と今後について、教育長に考え を伺いたい。

【答弁要旨】

山本正乃議員の御質問3「教育行政について」の(1)「ESD(持続可能な開発のための教育: Education for Sustainable Development)について」お答えを申し上げます。

議員お話のESDの理念は、現行の学習指導要領にも位置づけられており、子供たちが将来持続可能な社会の創り手となるためには、大変重要であると考えております。

各学校では、環境や人権、貧困などの課題について、子供たちが自分自身の問題と して捉え、自分にできることを考え行動する学習を行っております。

例えば小学校では、県内の大学と連携して、SDGsの17の目標の理解を深める 学習をクイズ形式で行ったり、身近なごみの問題から、リサイクルやごみの減量化に ついて学び実践する学習を行ったりしています。

中学校では、気候変動や生物の多様性、平和などのテーマについて、自分たちで調べ、自分のまちをより良くするための提案を、保護者や地域の方々に発表する取組を行っています。

また、県立高校では、海外のNGOと連携し、現地の高校生とフードロスなどについてディスカッションを行う取組や、女性が活躍する社会のテーマについて、グループで調べ、解決策を英語で発表する取組などを行っております。

今後、このような取組はますます重要となるため、より良い授業方法の確立に向けた検討を行うとともに、学校や市町村の担当者が集まる会議での好事例の周知などを通して、ESDに係る教育の一層の充実を図ってまいります。

小中学校人事課、県立学校人事課、保健体育課

【答弁者】 【発言順位】 【質問年月日】 【質問議員】

教育長 No.3 3 年 9 月 30 日 山本 正乃 議員

【質問事項】<一般質問(一括質問)>

3 教育行政について

(2) 学校における働き方改革について

【質問要旨】

- 6月定例会一般質問において、教職員の勤務実態調査の分析結果を踏まえた効果的な対応策を共有し実行していくことで働き方改革を一層推進するとのことだが、現状はどうなっているか。
- また、今後の見通しはどのようになっているか。
- 市町村における学校給食費の公会計化について、答弁後の取組状況を伺う。

【答弁要旨】

次に、(2)「学校における働き方改革について」でございます。

まず、「学校における働き方改革」の現状についてでございますが、令和3年6月における超過勤務が1か月当たり45時間を超えた教諭の割合は、小学校62.4パーセント、中学校70.6パーセント、高校43.8パーセント、特別支援学校24.7パーセントとなっております。

これは、学校における働き方改革基本方針策定前の平成28年6月調査と比べると、小学校16.1ポイント、中学校10.6ポイント、高校19.5ポイント、特別支援学校12.0ポイント減少しております。

働き方改革に係る取組を進めてきた結果、全校種において一定の改善が見られるものの、議員御指摘のとおり、期間内における目標達成は大変厳しい状況であると受け止めております。

次に、「学校における働き方改革」の今後の見通しについてでございますが、働き 方改革をより一層推進するため、今年度、小・中学校及び県立学校で教職員の持ち帰 り業務を含めた詳細な勤務実態調査を行っているところです。

小・中学校においては、6月に実施した調査結果を基に研究者を交えた分析を行っ

小中学校人事課、県立学校人事課、保健体育課

ており、「学校行事の精選や工夫改善」「会議の縮減」「地域・保護者による登下校の 見守り」などの取組が、勤務時間の縮減に効果があることが見えてきました。

今後は、この調査結果の分析を更に進め、実効性のある取組を「業務改善スタンダード」として市町村教育委員会や各小・中学校の管理職へ示し、取組を強化するよう働き掛けてまいります。

県立学校においても、従来の取組に加え、10月までの調査期間が終了後、1日を 通してどのような業務に時間を費やしているのかなどについて詳細に分析し、更なる 業務削減のための取組を早急に検討し、実施してまいります。

また、今回のコロナ禍において、これまで当たり前に行ってきた学校行事などが実施できない状況となり、改めて教育活動の内容や学校行事の実施方法などについて見直す契機となっております。

今後とも、県と市町村、そして学校が一体となって学校における働き方改革に全力で取り組んでまいります。

次に、「市町村における学校給食費の公会計化に関する、前回の答弁後の取組について」でございます。

国は令和元年7月に、教員の業務負担を軽減することなどを目的として、「学校給 食費徴収・管理に関するガイドライン」を公表しております。

ガイドラインでは、公会計化のメリットや先進的取組を行う自治体の事例を基に、 実務上参考となる点について具体的に示されています。

これを受け県では、市町村教育委員会に対して、このガイドラインを周知するとと もに、市町村の担当課長を集めた会議において、他県の先行事例を紹介するなど、検 討を進めるよう促してまいりました。

前回御質問のあった平成29年度には、公会計化を全面的に導入しているのは県内63市町村中28市町村でしたが、令和2年度調査時には、31市町村になっております。

一方、実施していないと回答した32市町のうち4市は、各学校ごとに設置されている単独調理場部分は私会計となっておりますが、複数の学校に給食を提供している共同調理場部分は公会計化されております。

また、私会計と回答した32市町中、7市は公会計化する意向があるとしております。

小中学校人事課、県立学校人事課、保健体育課

県といたしましては、引き続き公会計化のメリットや先進的取組事例などの情報提供を積極的に行い、市町村における学校給食費の公会計化の推進に取り組んでまいります。

教育長 No.3 3 年 9 月 30 日 山本 正乃 議員

【質問事項】<一般質問(一括質問)>

3 教育行政について

(3) コロナ禍でも子供たちが安心して学習できる環境づくりについて ア 出欠席の取扱いについて

【質問要旨】

高校入試に関する文部科学省の通知を受けて、埼玉県教育委員会として、県内 教育委員会にどのような対応を行ったのか、また、どのように考えているか

【答弁要旨】

次に(3)「コロナ禍でも子供たちが安心して学習できる環境づくりについて」の うち「ア 出欠席の取扱いについて」でございます。

議員御指摘のとおり、9月10日に文部科学省から新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた高等学校入学者選抜における配慮等に関する通知が出されております。

通知では、高校入試の調査書において出席日数などを記入する欄を設け、出席停止 等の記載を求めている場合でも、そのことをもって入学志願者が不利益を被ることが ないよう求めております。

県では、国の通知を受け、埼玉県公立高校入試の調査書においては、従来から出席 や出席停止の日数等を記載することを求めておらず、出席停止となっても不利益を生 じることはないということを、市町村教育委員会を通じて各学校に通知しております。 私は、生徒がコロナ禍においてオンラインで授業を受けたことによって、高校入試 で不利益が生じることがあってはならないと考えております。

議員からは保護者から御心配の声が寄せられているとの御指摘を頂きましたので、 改めて市町村教育委員会に対して丁寧に説明するとともに、受検生が安心して受検に 臨めるよう準備を進めてまいります。

教育長 No.3 3 年 9 月 30 日 山本 正乃 議員

【質問事項】<一般質問(一括質問)>

3 教育行政について

(3) コロナ禍でも子供たちが安心して学習できる環境づくりについて

イ 全ての児童・生徒が学べる体制整備について

【質問要旨】

• オンラインによる授業だけでなく、学習課題を提供するなど、全ての児童生徒が学べる体制整備が必要と考えるが、教育長の見解を伺う。

【答弁要旨】

次に、イ「全ての児童・生徒が学べる体制整備について」でございます。

コロナ禍においても各学校で全ての児童生徒が安心して学べる体制を整備すること は大変重要であると認識しております。

夏休みが終わり、緊急事態宣言下での教育活動が再開されましたが、多くの学校では分散登校や短縮授業となり、対面での授業とオンラインによる学習を併用するなど、子供たちの学びを止めない環境作りに努めてまいりました。

オンラインを活用した学習には、同時双方向型の授業、学習動画や課題の配信等があり、学校や市町村の状況に応じた方法で進めております。

また、通信障害などオンラインによる学習に何らかの支障がある児童生徒に対しては、Wi-Fi ルーターを貸与する、プリントで課題を配布して家庭で取り組ませる、登校させて学習させるなどの工夫を行っております。

県においても、総合教育センターのホームページに、授業だけでなく、家庭学習でも取り組めるような学習動画とプリントを多数掲載し、学校や市町村に活用を働き掛けております。

今後も、ICTを活用した教育の充実に努めるとともに、全ての児童生徒が学べる 体制の整備にしっかりと取り組んでまいります。

教育長 No.1 3年10月1日 逢澤 圭一郎 議員

【質問事項】<一般質問(一問一答)>

5 県立学校の受水槽への非常用給水栓(蛇口)の設置について

【質問要旨】

県立学校の受水槽への非常用給水栓(蛇口)の設置をどう考えているのか教育長の見解を伺う。

【答弁要旨】

逢澤圭一郎議員の御質問にお答えを申し上げます。

議員御指摘のとおり、災害時における飲料水の確保は大変重要であり、学校の受水槽にある水の活用は、特に災害発生直後においては、有効な取組であると考えております。

例えば、受水槽に20立方メートルの水があれば、500人の避難者がいたとして も、少なくとも災害発生から3日間は、必要な飲料水を十分に確保できます。

そこで、まずは災害時の拠点となる防災拠点校など必要性の高い県立高校から計画 的に設置するよう検討してまいります。

教育長 No.1 3年 10月1日 逢澤 圭一郎 議員

【質問事項】<一般質問(一問一答)>

6 医療的ケア児及び家族の支援について

(1) 特別支援学校での医療的ケアの取組の充実について

【質問要旨】

法の趣旨に基づき、まずは県として特別支援学校への通学を望む方に対しては、 誰一人取り残さないよう進めるべきと考えるが教育長の見解を伺う。

【答弁要旨】

御質問にお答えを申し上げます。

医療的ケア児は、日常生活や社会生活を営むために恒常的に人工呼吸器による呼吸管理などの医療的ケアが必要な児童生徒のことで、令和3年度県立特別支援学校には医療的ケアを実施している児童生徒が212名おります。

県立特別支援学校では、これまで小児科専門医等からなる「医療的ケア運営協議会」において、「医療的ケア実施ガイドライン」を定め、安全な医療的ケアを実施してまいりました。

今回の法律制定の趣旨を踏まえ、県では、本年9月に管理職や養護教諭、看護師からなる「人工呼吸器管理に関する研究委員会」を設置いたしました。

委員会では「ガイドライン」を改訂し、人工呼吸器管理に関する項目を新たに追加するとともに、保護者待機の負担軽減に向けたモデル事業を令和4年度からの実施に向け、 検討してまいります。

さらに、議員御指摘のスクールバスへの看護師配置については、引き続き研究を進めるとともに、まずは、保護者の負担軽減につながるよう通学時の福祉タクシーの活用について検討を進めてまいります。

県といたしましては、引き続き、こうした取組を進めることによりまして、本県における医療的ケアの充実に努めてまいります。

【再質問事項】

- 6 医療的ケア児及び家族の支援について
- (1) 特別支援学校での医療的ケアの取組の充実について

【再質問要旨】

・ 県として、保護者の負担軽減に向けた検討をしてくれていることは評価するが、 医療的ケアを進めるための根本となるのは看護師の適正配置と考える。再度、見解 を伺う。

【再答弁要旨】

再質問にお答えを申し上げます。

議員お話しのとおり、医療的ケアの充実において、人工呼吸器の管理等ができる看護師の配置は重要であると認識いたしております。

看護師の確保は、今般のコロナ禍の中でより一層困難な状況にありますが、関係部局とも一層の連携を図りながら人材の確保に努めるとともに、議員からお話しのありました認定特定行為業務従事者の養成にもしっかりと取り組んでまいります。

教育長

No.1

3年 10月1日

逢澤 圭一郎 議員

【質問事項】<一般質問(一問一答)>

- 6 医療的ケア児及び家族の支援について
 - (2) インクルーシブ教育の推進について

【質問要旨】

本県としてインクルーシブ教育を推進するにあたり市町村とどのように連携していくのか、見解を伺う。

【答弁要旨】

御質問にお答えを申し上げます。

議員御指摘のインクルーシブ教育については、障害の有る無しにかかわらず共に学ぶ ことにより、共生社会を実現する上で大変重要であると考えております。

今回制定された法律では、医療的ケアを受ける児童生徒が、そうでない児童生徒と共に教育を受けられるよう最大限配慮しつつ、居住する地域にかかわらず等しく適切な支援が受けられるようにすることが定められております。

議員お話しの大阪府豊中市の事例については、インクルーシブ教育を進める上での先進的な取組であると考えておりますので、今後、現地を視察するなどしながら研究を進めてまいります。

さらに、市町村におけるインクルーシブ教育の推進につながるよう、特別支援学校で 培ったノウハウを積極的に提供するなど、より一層の連携に努めてまいります。

【再質問事項】

- 6 医療的ケア児及び家族の支援について
- (2) インクルーシブ教育の推進について

【再質問要旨】

・ 県内でも地域によって相当の温度差があることから、市町村との連携、特にコーディネーターの育成は欠かせないものである。コーディネーターの育成についての教育長の所見を伺う。

【再答弁要旨】

再質問にお答えを申し上げます。

インクルーシブ教育を推進する上で、その中核を担うコーディネーターの役割は非常

特別支援教育課

に大切なものと考えております。

県といたしましても、県立学校の取組を広く市町村に周知するなどして、市町村においてもコーディネーターをしっかりと養成していただけるように働き掛けてまいります。

教育長 No.2 3 年 10 月 1 日 石渡 豊 議員

【質問事項】<一般質問(一括質問)>

6 新しい県立図書館の検討推進について

【質問要旨】

- 目指すべき県立図書館をどのように考えているのか。日本一の図書館をつくる 考えはあるのか、決意も含めて、教育長の見解を伺う。
- 新しい県立図書館をつくり、開館していくため、早急に検討に取り掛かるべき と考えるが、所見を伺う。

【答弁要旨】

石渡豊議員の御質問6「新しい県立図書館の検討推進について」お答えを申し上げます。

まず、「目指すべき県立図書館をどのように考えているのか、日本一の図書館をつくる考えはあるのか」についてでございます。

埼玉県立図書館は、現在、熊谷図書館と久喜図書館の2館体制となっておりますが、 議員御指摘のとおり、両館とも建物の老朽化、狭隘化が進んでおります。

また、2館で異なる分野の図書・資料を収蔵していることから、県民は1館だけで全ての情報を得ることができないため、ワンストップサービスを実現していくことが求められております。

さらに、近年、社会のデジタル化の進展やSociety5.0の到来など私たちを取り巻く環境が大きく変化していく中で、新たな県民ニーズに対応したサービスを提供していく必要があります。

こうしたことから、時代の要請に応じた新しい県立図書館を整備していく必要があると考えております。

目指すべき県立図書館像としては、まずはデジタル技術を徹底活用していくことが 重要であると考えております。

資料のデジタル化を進めるとともに、国立国会図書館や県内の市町村立図書館、その他の関係機関をつなぐ情報拠点となり、県内のどこに住んでいても必要とする情報にアクセスできる環境を実現したいと考えております。

生涯学習推進課

また、図書館の資料を基に、県民同士が議論したり、協働したりするなど、様々な 交流の機会を提供し、県民が自ら新しい価値を創造し、発信していく活動を支援する 県立図書館が考えられます。

さらにはSDGsの理念を踏まえ、例えば視覚障害者に対しては図書をデイジー化して提供するなど、子供や高齢者、障害者、外国人など、全ての県民に、望ましい方法で情報を提供する県立図書館を考えております。

新しい県立図書館の検討推進にあたりましては、このような図書館像を基に、県民の誇りとなるような、日本一の図書館を目指してまいります。

次に、「早急に検討に取り掛かるべき」についてでございます。

新しい県立図書館の整備はビッグプロジェクトであり、開館までには長い期間がかかると想定されることから、まずは、次期埼玉県5か年計画案に、この取組を掲げさせていただいております。

これまでの教育局内での検討も踏まえ、機能やサービスの在り方などについて専門家や県民の御意見も伺いながら、新しい県立図書館の実現に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

知事 No.3 3年10月1日 柳下 礼子 議員

【質問事項】 <一般質問(一括質問)>

4 医療的ケア児及びその家族に対する支援は国と自治体の責務

【質問要旨】

- 保護者の切実な願いをどう受け止めているのか
- 医療的ケア児の症状や実数をきちんと把握すべき
- 当事者の声を丁寧に聞いてほしい
- 母親に代わって看護師が学校へ付き添う場合の費用について助成制度を創設すべき

【答弁要旨】

次に、「医療的ケア児及びその家族に対する支援は国と自治体の責務」のお尋ねの うち、保護者の切実な願いをどう受け止めているのかについてでございます。

議員お話しのとおり、医学の進歩により、NICU等に長期入院した後、引き続き 人工呼吸器などを使用している医療的ケア児は増加をしています。

医療的ケア児を抱える御家族は、昼夜の別なく常時在宅で介護を余儀なくされ、その負担は極めて重いものと受け止めております。

私は、医療的ケア児及びその家族の日常生活や社会生活を、社会全体で支えていく ことが何よりも重要であると考えています。

保護者が心身に抱えている重い負担を軽減し、医療的ケア児が健やかに成長できるよう、寄り添った支援に全力で取り組んでまいります。

次に、医療的ケア児の症状や実数をきちんと把握すべきについてでございます。

医療的ケア児とその家族の方に適切な支援を行うためには、正確な人数や支援ニーズ等をしっかりと把握する必要があると私も思います。

そこで、市町村はもとより医療機関、保健所、特別支援学校、医療的ケア児の家族会など関係する機関に御協力を頂き、実態調査に着手をしたいと考えています。

次に、当事者の声を丁寧に聞いてほしいについてでございます。

本年9月施行の医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第5条により、 医療的ケア児及びその家族に対する支援に係わる施策を実施することが、地方公共団 体の責務として位置づけられました。

効果的な支援施策を実施するには、当事者のニーズを把握することが重要であり、 医療的ケア児の御家族が困っていることや対応してほしいことなどを、様々な場で議 員御指摘のとおり丁寧にお聞きをしたいと考えております。

次に、母親に代わって看護師が学校へ付き添う場合の費用について助成制度を創設 すべきについてでございます。

議員お話しのとおり、県内では補助制度を設けている市町がありますが、保護者負担があったり、利用回数に限りがあったりといった問題もございます。

突発的な事情が生じた際などには、有効な支援でありますが、保護者の離職防止や 心身の負担軽減を図る上では課題があると思っております。

法第10条第2項では、学校設置者は医療的ケア児が保護者の付添いがなくても適切な医療的ケアの支援を受けられるようにするため、看護師等の配置その他の必要な措置を講ずることとされております。

県といたしましては、この法律の趣旨を踏まえ、助成制度を創設するよりも学校に 看護師の配置その他の必要な措置を講じていくことが医療的ケア児及び御家族にとっ て最優先事項であるというふうに考えております。

現在、教育局では看護師資格を有した職員の配置や、教員に対し喀痰吸引の研修を 実施しております。

こうした対応により、医療的ケア児が医療的ケア児でない児童と共に教育を受けられるようになるとともに、家族の養育上の負担が大きく軽減され、離職の防止や就業の機会確保につながるものと期待をしております。

【再質問要旨】

・ 医ケア児に対する問題を取り上げたが、知事が自ら医ケア児の母親等に直接会ってそのお話を聞いていただきたい。そういった気持ちはあるか。

【再答弁要旨】

柳下礼子議員の、医療的ケア児及びその家族に対する支援は国と自治体の責務に関する再質問にお答えを申し上げます。

先ほど私の方から申し上げましたとおり、様々な実態調査がまず必要であるという ことが1点、そして、それに伴い効果的な支援策を実施するためには、御家族を含め た方々に困っていることや対応してほしいこと等を様々な場で丁寧にお聞きしたいと

障害者支援課

考えております、と申し上げました。

部局の方で整理をした上で、私としても、適切な場において御家族の方のみならず 必要なお話については、直接お伺いしたいと思っております。

福祉部長 No.3 3 年 10 月 1 日 柳下 礼子 議員

【質問事項】<一般質問(一括質問)>

4 医療的ケア児及びその家族に対する支援は国と自治体の責務

【質問要旨】

人工呼吸器をつけた医療的ケア児の入院時のヘルパー支援を可能とするべき

【答弁要旨】

次に、御質問4「医療的ケア児及びその家族に対する支援は国と自治体の責務」の うち「人工呼吸器をつけた医療的ケア児の入院時のヘルパー支援を可能とするべき」 についてでございます。

看護は病院の看護師などによって行われるのが原則ですが、平成30年度から、意思疎通が困難な重度の18歳以上の障害者については、入院前から重度訪問介護を利用している者に限り、入院時のヘルパーの利用が認められました。

ただし、重度訪問介護の支援内容は、利用者が病院の職員と意思疎通を図る上で必要なものに限られており、看護の中に含まれる食事等の介助や体位交換は対象となっておりません。

入院時のヘルパー支援を障害福祉サービスの中で行うことについては、国は看護が 行う分野との厳格な役割分担が必要との考えであり、さらに障害児は重度訪問介護の 利用対象となっていない状況です。

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が制定された趣旨は、医療的ケア児の健やかな成長と家族の負担軽減を図り、安心して子どもを生み、育てることができる社会を実現することです。

さらに、法第8条で、政府は、法律の目的を達成するため、必要な制度上または財 政上の措置その他の措置を講じなければならないとされています。

医療的ケア児を常時在宅で介護されている御家族の負担は極めて重く切実なものがあります。

医療的ケア児及びその家族の生活を社会全体で支えていくために、入院時にあって も、必要な場合にはヘルパーによる支援が利用できるように、国に対し要望してまい ります。

教育長 No.3 3 年 10 月 1 日 柳下 礼子 議員

【質問事項】<一般質問(一括質問)>

4 医療的ケア児及びその家族に対する支援は国と自治体の責務

【質問要旨】

母親に代わる訪問看護師の代理人手続きを迅速にすべきと考えるがいかがか。

【答弁要旨】

柳下礼子議員の御質問4「医療的ケア児及びその家族に対する支援は国と自治体の 責務」のうち、訪問看護師の代理人手続きを迅速にすべきについてお答えを申し上げ ます。

保護者の代わりに訪問看護師が行う医療的ケアについては、学校管理下における医療行為であることから、児童生徒の安全確保を第一に考え、慎重に対応することが必要です。

そのため、人工呼吸器に係る代理人の指定については、校長の他、医師や看護師などで構成されている医療的ケア運営協議会での承認を得ることとしております。

この協議会は、現在年4回の開催となっているため、申請書類の提出から承認までに3か月程度必要とする場合もあり、利用する保護者からは、手続きに時間がかかるという声も頂いているところです。

議員御指摘の代理人につきましては、本年9月に立ち上げた「人工呼吸器管理に関する研究委員会」において、少しでも保護者の負担軽減につながるよう、手続きの迅速化に向けて検討してまいります。

教育長 No.1 3年10月4日 松井 弘 議員

【質問事項】<一般質問(一括質問)>

6 学校部活動の指導における外部指導者の活用について

【質問要旨】

地域の外部指導者の活用について、教育長の所見を伺う。

【答弁要旨】

松井弘議員の御質問6「学校部活動の指導における外部指導者の活用について」お 答えを申し上げます。

議員御指摘のとおり、部活動は、生徒の心身の健全な育成にとって、大変重要な教育活動であります。

一方で、部活動指導が教員の在校時間の増加の一因となったり、専門外の顧問となることで心理的な負担を感じている教員がいることも承知しております。

県といたしましても、教員の働き方改革の観点や、子供たちが専門的な指導を受ける上で、外部指導者の活用は有効であると考えております。

現在、県内の中学校では、顧問教員に代わって単独での指導や大会等への引率ができる部活動指導員は18市町に78人、運動部の顧問教員をサポートする外部指導者は61市町村に961人配置されております。

子供たちにとって身近な地域の人材を部活動の指導者として活用することは、子供や地域のニーズに応じた活動ができるとともに、教員の働き方改革にもつながるものと考えます。

今後も、地域の人材を活用した好事例や成果を、市町村や学校の担当者を集めた会議等で情報提供するなど、外部人材の活用が促進されるよう取り組んでまいります。

小中学校人事課、教職員採用課、生涯学習推進課

【答弁者】 【発言順位】 【質問年月日】 【質問議員】

教育長 No. 1 3 年 10 月 4 日 松井 弘 議員

【質問事項】<一般質問(一括質問)>

7 教員の質の確保について

【質問要旨】

- ・ 小学校2学年で35人学級はどのくらいの規模で実施されているのか伺う。
- 小学校3学年では、どのくらいの規模で実施し、また現場からどのような声があがっているのか伺う。
- 教育委員会では、今後、優秀な人材を確保するため、どのような取組を行っていくのか所見を伺う。
- 地域の方々が教員や学校を応援することがなお一層大事であると考えるが、教育長の所見を伺う。

【答弁要旨】

次に、御質問7「教員の質の確保について」お答えを申し上げます。

まず、35人学級の実施状況と現場からの声についてでございます。

令和3年度のさいたま市を除く県内公立小学校2学年では、1学級当たりの基準がこれまでの40人から35人となったことに伴い、161学級増加し、全体で1679学級となっております。

県では、小学校3学年についても、今年度から国に先駆けてティームティーチング 等を行うための加配定数を活用して、市町村が35人学級編制を選択できるようにい たしました。

その制度を23市町が活用したことにより、新たに47学級増加いたしました。

小学校3学年で35人学級を実施した学校からは、「学習面や生活面でより丁寧な 指導が行き届く」「落ち着いた学級経営ができている」「一人一人の対応がきめ細かく できる」などの声が寄せられております。

次に、今後、優秀な人材を確保するため、どのような取組を行っていくのかについてでございます。

議員御指摘のとおり、小学校教員の採用選考試験の志願倍率が3年続けて3倍を下回っていることにつきましては、危機感を強く持っており、新たな対策を講じていく

小中学校人事課、教職員採用課、生涯学習推進課

必要があると考えております。

そこで県では、優れた人材をより多く確保するため、これまでの取組に加え、新たに本年3月に県内の教員養成大学3校と教員養成の充実や教職の魅力発信のための連携協力協定を締結いたしました。

この協定に基づき、大学の教職課程講座に県職員を派遣し、授業作りのポイントや 教員としての心構えなどの講義を行っているところです。

今後、大学生を対象に若手教員の体験談を聴く研修の実施なども計画しており、優秀な学生を確保するための新たな取組を進めてまいります。

次に、地域の方々が教員や学校を応援することについてでございます。

本県では、保護者や地域住民に学校での教育活動を支援していただく、学校応援団が全ての小・中学校で組織されています。

学校応援団は、授業などにおける学習活動の支援や登下校時における通学路の見守り、学校内での花壇の整備など、各学校の実情に応じ、幅広い活動を行っております。 また、コロナ禍においても、校内の消毒作業や子供たちの登校時の検温を担うなど、 様々な支援が行われており、教員や学校の負担軽減にもつながっているところです。

あわせて、県では、目標やビジョンを学校と地域が共有し、地域と一体となって子供たちを育てるための有効な仕組みであるコミュニティ・スクールの導入を積極的に進めております。

こうした取組を更に推進するため、市町村教育委員会や地域の方々を対象とした会議や研修会を開催するなどして、活動の充実に向けた情報交換や、優れた活動事例の 周知を行ってまいります。

議員お話しのとおり、学校・家庭・地域の在り方が大きく変化する中で、子供たちに充実した教育活動を提供するには、学校と地域社会との連携がますます重要となっております。

今後とも、地域全体で学校を支援する体制づくりに積極的に取り組んでまいります。

農林部長 No.2 3年10月4日 杉田 茂実 議員

【質問事項】<一般質問(一括質問)>

2 農業生産力の向上について

(2) 農業技術研究センター、農業大学校及び総合教育センター江南支所の連携 について

【質問要旨】

埼玉農業の生産力を向上させる上で、農林部として農業技術研究センター・農業大学校及び総合教育センター江南支所を交えた3機関の連携強化についてどのように考えるか伺う。

【答弁要旨】

杉田茂実議員の御質問2「農業生産力の向上について」の(2)「農業技術研究センター、農業大学校及び総合教育センター江南支所の連携について」お答えを申し上げます。

これら3機関は、それぞれ本県農業の振興に資する役割を担っており、議員御指摘のように、共通の課題を意識して連携を深めることで、本県農業の発展につながる効果が期待できます。

3機関のうち農業大学校と、農業関係高校の実習などを行う総合教育センター江南 支所は、本県の担い手育成を支える教育機関です。

農業大学校の2年課程のうち、県内の農業関係高校の出身者は約4分の1を占めて おり、入学者の出身校が多様化する中でも重要な位置づけとなっています。

このため、農業大学校では、農業関係高校の新任教職員の実技研修を行うなど、農業関係高校の教育効果につながる連携を行っています。

また、農業技術研究センターは、研究員が農業大学校で講義を行うなど、農業大学校の教育効果を高める連携を行っています。

今後、3機関がそれぞれの役割を生かしつつ更に連携を深めれば、例えば、農業技術研究センターの先進的な知見を農業関係高校の教育に活用するなど、新たな取組も可能になると考えています。

このため、まずは3機関の知見を持ち寄る話合いができる枠組みとして、定期的な

農業政策課

連携会議を開催し、農業生産力の向上に資する取組につなげてまいります。

福祉部長 No.3 3年10月4日 浅野目 義英 議員

【質問事項】<一般質問(一問一答)>

2 「戦没者を追悼し平和を祈念する日」になぜ半旗は掲揚されないのか

(1) 今年の状況について

ア 埼玉県諸施設

【質問要旨】

◆ 令和3年8月15日における、埼玉県諸施設での半旗の掲揚状況を伺う。

【答弁要旨】

浅野目義英議員の御質問にお答えを申し上げます。

毎年、8月15日に政府が執り行う全国戦没者追悼式にあわせ、厚生労働大臣から 県に対し、追悼の趣旨の徹底として、県施設での国旗の半旗掲揚について依頼があり ます。

本年度も依頼の趣旨を踏まえ、福祉部から本庁舎を管理する総務部長及び、地方庁舎を管理する各地域機関の長あてに半旗掲揚のお願いをいたしました。

半旗掲揚については、埼玉県庁舎管理規則に基づく庁舎管理責任者が、埼玉県章及 び埼玉県旗取扱規程に準じて判断しています。

そこで、当日の半旗掲揚の状況について、本庁舎及び11の地方庁舎、三つの合同 庁舎の庁舎管理責任者に確認いたしました。

なお、今年の8月15日は日曜日で休日であり、天候は雨でした。

規程では県旗の掲揚は休日以外の日とされていること、また、外務省が示している 国旗の取り扱いの中では、雨天時は原則として掲揚しないとされていることから、全 ての庁舎において半旗掲揚は行われておりませんでした。

警察本部警務課

【答弁者】 【発言順位】 【質問年月日】 【質問議員】

警察本部長 No.3 3年10月4日 浅野目 義英 議員

【質問事項】<一般質問(一問一答)>

2 「戦没者を追悼し平和を祈念する日」になぜ半旗は掲揚されない のか

(1) 今年の状況について

イ 県警察諸施設

【質問要旨】

• 令和3年8月15日における県警察諸施設の半旗掲揚状況について警察本部長 に伺う。

【答弁要旨】

浅野目義英議員の御質問にお答えを申し上げます。

御質問のあった令和3年8月15日には、掲揚塔を有する警察本部の各庁舎と警察署の49施設のうち46施設で半旗を掲揚しております。

教育長 No.3 3年10月4日 浅野目 義英 議員

【質問事項】<一般質問(一問一答)>

2 「戦没者を追悼し平和を祈念する日」になぜ半旗は掲揚されないのか

(1) 今年の状況について

ウ 県教育施設

【質問要旨】

■ 県教育施設では、今年8月15日における半旗の掲揚状況はいかがな状況か。

【答弁要旨】

浅野目義英議員の御質問にお答えを申し上げます。

毎年、全国戦没者追悼式に合わせ、文部科学事務次官から県教育委員会に対し、 半旗掲揚について厚生労働事務次官通知の趣旨に則った取扱いの依頼があり、本年 度も県立学校及び教育機関へ通知いたしました。

一方、近年は、学校の働き方改革を進めるため、文部科学省から、夏休みなど長期休業中の一定期間において、学校閉庁日を積極的に設定するよう求められており、 県においても、お盆の時期を学校閉庁日としている学校が多くなっております。

教育委員会における半旗掲揚については、知事部局の取扱いに準じておりますが、 このような状況もあり、今年の8月15日に半旗掲揚を行ったのは県立学校では1 76校中2校、その他の教育機関では17施設中2施設でありました。

教育長 No.3 3年10月4日 浅野目 義英 議員

【質問事項】<一般質問(一問一答)>

2 「戦没者を追悼し平和を祈念する日」になぜ半旗は掲揚されないのか

(2)来年について

ア 県教育施設

【質問要旨】

来年8月15日は月曜日のようだが、県の教育施設では半旗掲揚についてどうするのか。

【答弁要旨】

御質問にお答えを申し上げます。

戦後76年が経過し、戦争を知らない世代が多くなっている中、8月15日に戦 没者を追悼し、平和を祈念することは大切なことであり、県の施設である県立学校 等で半旗を掲揚し、その意思を表すことは重要であると考えております。

こうしたことを踏まえ、学校閉庁日の設定なども工夫しながら、来年の8月15日には、県立学校その他の教育機関において半旗を掲揚するよう働き掛けてまいります。

知事 No.3 3年10月4日 浅野目 義英 議員

【質問事項】<一般質問(一問一答)>

2 「戦没者を追悼し平和を祈念する日」になぜ半旗は掲揚されないのか

(2) 来年について

イ 埼玉県諸施設

【質問要旨】

令和4年8月15日における、埼玉県諸施設での半旗の掲揚についてどうするのか伺う。

【答弁要旨】

御質問にお答えを申し上げます。

8月15日は戦没者を追悼し日本の平和を祈念する、私たちにとって特別な日だと 思います。

県民の多くが戦後生まれの世代となる今日、先の大戦の惨禍に思いをはせ、平和の 尊さをあらゆる機会を通じて伝えていかなければなりません。

政府が執り行う全国戦没者追悼式に合わせ、県の施設において半旗掲揚を行うことは、戦没者への追悼の思いと恒久平和を願う、県としての意思の表れと考えます。

他方、県の施設における国旗の掲揚は、「埼玉県章及び埼玉県旗取扱規程」を準用しており、従来より、県の休日である土曜日、日曜日は掲揚しておりませんでした。

しかし、このような観点から、今後は8月15日のような特別な日には、本庁舎、 地方庁舎においては休日であっても掲揚したいというふうに考えております。

ただし、雨天の場合におきましては、プロトコールも大切で、外務省が示す国旗の 取扱いを基に、旗が見えにくく、汚れて非礼になる可能性があることから掲揚はして いないとされています。

来年の8月15日、雨天でなければ、先の大戦で亡くなられた方々への追悼と平和 への祈念について県の思いを表すため、各庁舎で半旗を掲揚したいと思います。

教育長 No.3 3年10月4日 浅野目 義英 議員

【質問事項】<一般質問(一問一答)>

7 分身ロボットOriHimeを、けやき特別支援学校で複数台導入せよ 【質問要旨】

難病、障害、様々な子どもがおり、「分身ロボット」の意義は大きいことから、 けやき特別支援学校に複数台整備する必要があると考えるがいかがか。

【答弁要旨】

御質問にお答えを申し上げます。

県立けやき特別支援学校では文部科学省からの指定を受け、平成30年度から3年間にわたりテレプレゼンスロボットである「オリヒメ」を活用した授業研究を行ったところです。

テレプレゼンスロボットを活用することで、入院している児童生徒がまるで教室にいるかのように授業に参加したり、クラスメイトとコミュニケーションを取ることが可能となりました。

また、以前在籍していた学校に配置し、入院前に一緒に生活していたクラスの友達 と交流するなど、円滑に復学するための準備にも活用しております。

小児がんなどの重篤な病気や大けがで入院を余儀なくされている児童生徒が在籍している特別支援学校において、「オリヒメ」などのテレプレゼンスロボットを活用していくことの教育的意義は大きいものと考えております。

議員御提案の「オリヒメ」などを複数台導入することにつきましては、どのような 形で活用することが長期入院を余儀なくされている子供たちの学びの支援につながる のか、継続的に検証しながら検討してまいります。

知事 No.1 3年10月5日 髙木 功介 議員

【質問事項】<一般質問(一括質問)>

4 防災学習のための自衛隊の活用について

【質問要旨】

自衛隊から直接防災教育を受けるべきと考えるが、見解を伺う。

【答弁要旨】

最後に、「防災学習のための自衛隊の活用について」のお尋ねのうち、自衛隊から 直接防災教育を受けるべきについてでございます。

私は、くしくも長年にわたり危機管理に携わる機会に恵まれました。

また、防衛大臣政務官として様々な課題の解決にも取り組んできたところです。

議員御指摘のとおり、自衛隊が災害現場等で救助活動に従事、活躍する姿を通じて、 児童生徒に防災の大切さを知ってもらうことは重要であると思います。

また、児童生徒が、自衛隊が有している防災上の知識や技術について直接学ぶことは、防災教育を行う上で効果的であると思います。

このため教育委員会には、自衛隊が実施している防災学習を活用した防災教育の充実に、地方本部の協力を得ながら努めていただきたいと考えております。

教育長 No.1 3年10月5日 髙木 功介 議員

【質問事項】<一般質問(一括質問)>

4 防災学習のための自衛隊の活用

【質問要旨】

■ 自衛隊の活動を防災学習に役立てるべきと考えるが、見解を伺う。

【答弁要旨】

髙木功介議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、御質問4「防災学習のための自衛隊の活用」についてのお尋ねのうち、自衛 隊の活動を防災学習に役立てるべきについてでございます。

現在県では、児童生徒が、災害に対する防災意識を身に付け、自助・共助の態度を 育成することを目的に、消防士を講師とした「学校安全教育指導者研修会」や、「高 校生災害ボランティア育成講習会」などを実施しております。

議員お話しの自衛隊を活用した防災学習は、児童生徒の防災意識を向上させ、災害時に自らの命を守り、また共助の担い手として活躍できる人材の育成につながるものと考えます。

また、各自衛隊地方協力本部では、各学校の状況に応じて、防災学習に取り組めるよう各種プランが用意されていると伺っております。

今回、議員から自衛隊埼玉地方協力本部の全面的な御協力を頂けるとのお話を頂きました。

そこで、県といたしましては、防災学習に関する研修会や講習会の実施方法等について、自衛隊埼玉地方協力本部の御指導も頂きながら、積極的に検討してまいります。加えて、自衛隊が実施している防災学習の活用についても県立学校や市町村教育委員会に周知し、児童生徒が防災意識を高める学習機会の提供に取り組んでまいります。

県民生活部長 No.1 3年10月5日 髙木 功介 議員

【質問事項】<一般質問(一括質問)>

7 家出少年少女等の「駆け込み寺」の創設

【質問要旨】

家出少年少女等が助けを求め、そのSOSを県がしっかりキャッチし、県公認の支援団体などにつなげる「駆け込み寺」を創設すべきと考えるが、所見を伺う。

【答弁要旨】

高木功介議員の御質問7「家出少年少女等の「駆け込み寺」の創設」についてお答えを申し上げます。

議員お話のとおり、家出少年少女等、社会的に孤立している方が発するSOSを社会全体で受け止め、きめ細かに支援していくことは重要であると考えております。

県では、非行問題に悩む保護者や本人からの相談窓口のほか、保護者からの虐待、いじめや不登校、ひきこもりなど、子供や若者の悩みに応じた相談窓口を設置しております。

子供や若者の置かれている状況は様々で、相談は多岐にわたっております。

特に家出少年少女等については、その背景に、本人の心身の状況、家族や友人との 関係など様々な問題が複雑に絡んでいる場合が多く、また、命の危険にさらされたり、 犯罪やトラブルに巻き込まれる恐れがあります。

そのため、保護者との関係に起因する複雑な問題への助言を求められたり、自宅に 戻れずその日に泊まる場所がないなど、緊急性が高く困難なケースもあらかじめ想定 しておかなければなりません。

さらに、その後の相談者への継続的な支援体制の整備など、検討すべき課題がある と考えております。

今後、県では、議員御提案の趣旨を踏まえまして、まずは、青少年の支援団体、更 生保護機関、有識者などに御意見を伺いまして、課題を整理してまいります。

その上で、関係部局と連携をし、子供や若者等の悩みを解決するために必要とされる相談・支援体制の在り方について、県として何ができるのか検討してまいります。

教育長 No.1 3年10月5日 髙木 功介 議員

【質問事項】<一般質問(一括質問)>

9 時代に即した動画オンライン教育

【質問要旨】

- 動画作成の上手い教員に動画を作成してもらい指導者とすることについて
- 県でオンライン学習コンテンツを作成し共有することについて

【答弁要旨】

次に、御質問9「時代に即した動画オンライン教育」についてお答えを申し上げます。

まず、「動画作成の上手い教員に動画を作成してもらい指導者とすることについて」でございます。

今回のコロナ禍のように、児童生徒が家庭での学習を余儀なくされる場合において、 学びを保障するために、動画によるオンライン学習を行うことは、大変効果的な取組 であると認識しております。

そのため県では、各県立高校で作成した多くの学習動画のうち、他校においても共通して活用できると思われる77本の動画の他、県立総合教育センターが作成した動画を含め、現在センターのウェブサイトには高校向けに合わせて399本、小中学校向けに332本、合計731本の動画を公開しております。

公開した動画の中には、児童生徒が学びやすいよう、教え方や教材の提示方法などで工夫がなされている動画も一定程度あるものの、作成のコンセプトや統一感などで課題があるものもございます。

議員御提案のとおり、優れた学習動画を作成できる教員を指導者として活用することは、児童生徒や教員にとって正に一石二鳥の取組であると考えます。

そこで今後、こうした教員を動画作成の研修会の講師として活用するなど、教員の 動画作成スキルがより一層向上するよう取り組んでまいります。

次に、「県でオンライン学習コンテンツを作成し共有することについて」でございます。

議員御提案のオンライン学習コンテンツを県で作成し、共有していくことは、学習

高校教育指導課

の質の向上につながるとともに、教員の負担軽減にもつながる取組であると考えます。 引き続き県や学校が作成する学習コンテンツの内容の充実を図るとともに、学校の 授業や家庭学習においてそれらを共有するなど、時代に即したオンラインを活用した 教育の充実に積極的に努めてまいります。

教育長 No.2 3年10月5日 権守 幸男 議員

【質問事項】<一般質問(一括質問)>

6 ものづくり人材の育成について

(1) 県立工業高校の更なる魅力発信

【質問要旨】

学校をPRする機会において、中学生や保護者に対し日頃から十分な周知が行われているのか、また説明会等において魅力が十分伝わるよう見直しや工夫を行っているのか、教育長に伺う。

【答弁要旨】

権守幸男議員の御質問6「ものづくり人材の育成について」の「(1) 県立工業高校の更なる魅力発信」についてお答えを申し上げます。

議員御指摘のとおり、県立工業高校における令和3年度入試の志願倍率は、多くの 学科が1倍を切っており、このことに私も強い危機感を持っております。

各工業高校では、毎年、学校説明会や体験入学を複数回実施し、学習内容や施設設備について説明するなど、中学生及び保護者に対し、工業高校におけるもの作りの楽しさについて紹介してまいりました。

また、県では、毎年開催する専門高校生の学習成果の発表の場である埼玉県産業教育フェアにおいて、中学生や保護者に対し、工業高校生自らがロボットコンテストを開催したり、ミニ新幹線を動かして体験乗車をしてもらうなど、学校の魅力を発信しております。

これまでも、学校説明会等については、実施回数を増やしたり、保護者が参加しや すいように夜間に開催したり、また小中学生を対象としたプログラミング教室など、 工夫や改善を行ってまいりました。

こうした取組にも関わらず、工業高校の志願倍率は依然として厳しい状況にあることから、更なる工夫改善が必要だと考えております。

そこで、今年度新たに、工業高校をはじめ、農業・商業なども含めた専門高校を紹介するパンフレットを県内の全ての公立中学校3年生に配布するとともに、9月には中学校教員及び中学生を対象とする、県主催のオンライン説明会を実施いたしました。

高校教育指導課

また、今後、工業高校の充実した設備を活用して、生徒が生き生きと学んでいる様子を動画にして、県のホームページに掲載してまいります。

引き続き、中学生やその保護者に工業高校の楽しさを十分に知っていただけるよう、より一層学校説明会等の見直しや工夫に努め、工業高校の魅力をしっかりと発信してまいります。

教育長 No.2 3年10月5日 権守 幸男 議員

【質問事項】<一般質問(一括質問)>

6 ものづくり人材の育成について

(2) インターンシップ制度の拡充

【質問要旨】

■ インターンシップの機会を更に増やすことはできないか、教育長に伺う。

【答弁要旨】

次に(2)「インターンシップ制度の拡充」についてお答えを申し上げます。

インターンシップ制度は、生徒が企業で職業体験をすることにより高い職業意識を 身に付ける上で有益であるとともに、企業側にとっても貴重なもの作り人材を確保す る上で重要な機会となっております。

現在、全ての工業高校でインターンシップを実施しており、毎年約1,800人の 生徒が参加しております。

議員御指摘のとおり、インターンシップの実施期間については、年間の学習計画上の位置づけもあり、企業の希望に必ずしも添えない状況にございます。

インターンシップは、生徒にとっては将来の職業観を養い、また、企業にとっては 人材確保につながる重要な機会でありますので、今後、企業との連携をより一層強化 するとともに、インターンシップの更なる充実に向けて検討し、可能なものから順次 実施してまいります。

教育長 No.2 3年10月5日 権守 幸男 議員

【質問事項】<一般質問(一括質問)>

8 プレコンセプションケアの啓発について

【質問要旨】

学校教育における、プレコンセプションケアに関連する内容についての指導の 状況と今後の取組について教育長の見解を伺う。

【答弁要旨】

次に、御質問8「プレコンセプションケアの啓発について」お答えを申し上げます。 児童生徒が、妊娠・出産に関連する内容を含む、健康に関する知識や態度を身に付けることは、生涯にわたってより良い健康的な生活を営んでいく上で重要であると認識しております。

学校における健康に関する指導は、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達の段階 を考慮し、学校の教育活動全体を通じて行っております。

例えば、妊娠・出産に関連する内容としましては、小学校では「体の発育・発達」、中学校では「心身の発達と心の健康」、また高校では「生涯を通じる健康」の単元で扱っております。

これらの学習においては、飲酒、喫煙による影響や性感染症の予防など、プレコンセプションケアに関連する内容も学んでおります。

今後も、児童生徒が、将来のために必要な知識を身に付け、自らの人生に生かせる よう、プレコンセプションケアを含めた健康教育を推進してまいります。

教育長 No.1 3 年 10 月 6 日 横川 雅也 議員

【質問事項】<一般質問(一問一答)>

6 魅力ある県立高校づくりに向けて

(1)選ばれる高校と求められる特色について

【質問要旨】

■ 生徒や保護者から選ばれる高校、求められる特色とはどのようなものか。

【答弁要旨】

横川雅也議員の御質問にお答えを申し上げます。

議員お話しのとおり、私立高校では、コース別の手厚い学習指導や海外研修を取り入れたグローバル教育など、特色ある教育活動が行われております。また、充実した施設・設備を持つ学校も多くございます。

私は、県立高校が私立高校とも切磋琢磨しながら、特色ある教育を充実させなければならないと強く思っております。

選ばれる高校とは、生徒にとっては、例えば部活動で全国大会を目指したい、将来 看護師や調理師になりたい、学校行事で青春を謳歌したい、勉強においても良きライ バルを得てお互いに高め合いたいというように、高校生活の中で、追い求めたい何か がある、そんな高校ではないかと思います。

一方、保護者にとっては、安心して預けられる、卒業後の進路実現に向けて丁寧に 指導してもらえる、そして、何よりも我が子が楽しく充実した高校生活が送れるかど うかということなのではないかと思います。

また、生徒や保護者から求められる特色とは、生徒の多様なニーズや時代の要請に 的確に応えていくことであり、産業構造や社会システムが急激に変化し、求められる 能力も刻々と変わり続ける現代においては、AIやロボット技術など、時代の要請に 応じた教育を充実していく必要があります。

県といたしましては、時代の変化も見据え、生徒や保護者、県民の方々からの様々なニーズに応えられるよう、より一層魅力ある県立学校づくりにしっかりと取り組んでまいります。

【再質問事項】

- 6 魅力ある県立高校づくりに向けて
- (1)選ばれる高校と求められる特色について

【再質問要旨】

本県の県立高校の特色として男女別学の高校があり、生徒目線、保護者目線でも求められる特色と考える。統廃合だけでなく特色を守りながら取り組んでいくべきと考えるが、見解を伺う。

【再答弁要旨】

再質問にお答えを申し上げます。先ほど議員からお話しのありました公立の男女別学の高校があるというのは、関東地方では埼玉県、群馬県、栃木県、千葉県の4県になってまいりました。そのことは、公立高校としての大きな特色の一つだと思っております。県立高校には、様々、地域との連携の中で、設立の経緯から始まりまして、地元に育てられて、育てていただいた経緯がございます。地域の皆様にも可愛がられる高校にもなってまいりました。そうしたことも踏まえまして、より一層魅力ある県立学校作りに努めてまいります。

教育長 No.1 3 年 10 月 6 日 横川 雅也 議員

【質問事項】<一般質問(一問一答)>

6 魅力ある県立高校づくりに向けて

(2) 高大連携講座「彩の国アカデミー」を全県展開へ

【質問要旨】

埼玉大学と県内6校で実施している「彩の国アカデミー」のような高大連携講座を全県展開させることについて、教育長の見解を伺う。

【答弁要旨】

御質問にお答えを申し上げます。

「彩の国アカデミー」は、議員お話のとおり高校生が大学生とともに埼玉大学の講義を受け、単位を修得できるもので、現在、県立高校6校、さいたま市立高校3校が参加しております。

また、そのほか県立高校 5 校で個別に大学と連携協定を結び、「彩の国アカデミー」 に準じた取組が行われております。

高校が大学と連携した取組を行うことは、生徒の学習意欲を向上させるだけでなく、 県立高校の特色化や魅力化にもつながるものと考えます。

そこで、まずは、このような県立高校の取組を中学生や保護者に知っていただけるよう、しっかりと情報発信してまいります。

また、議員御提案の高大連携による講座を全県に拡大するためには、県内の大学の御協力を頂く必要がございます。

そのため、県内の大学に高校生が受講できる講座を開設していただけるよう働き掛けるなど、高大連携の取組が一層促進されるよう、積極的に取り組んでまいります。

教育長 No.2 3年10月6日 新井 一徳 議員

【質問事項】<一般質問(一問一答)>

7 県立の中高一貫校の開設を

【質問要旨】

県立の中高一貫校が一校しかなく、県内の人材を県外に流出させている。県立の中高一貫校を開設すべきと考えるが、教育長の所見を伺う。

【答弁要旨】

新井一徳議員の御質問にお答えを申し上げます。

議員御指摘のとおり、平成11年に中高一貫教育の制度が導入されて以来、全国で 公立の中高一貫校が増加しており、また、高い人気を得ております。

本県では、平成15年に関東では初となる公立の併設型中高一貫校として、県立伊奈学園中学校を開校し、6年間を見通した計画的・継続的な教育を行っております。

伊奈学園中学校設置の際、県議会において「併設中学校の設置に当たっては、試行的・モデル的に限定して設置すべきものであり、今後については、効果や成果を十分に検証するなど慎重な対応が求められる。このため県立中学校の設置については、当面の間この限りとすることを強く求める。」との附帯決議がなされております。

令和2年度の県議会予算特別委員会においては、前回の検証から10年程度が経過しているため、伊奈学園における中高一貫校について幅広く検証し、県議会に報告するべきとの御指摘を委員から頂きました。

そこで今年度、「中高一貫教育検証会議」を立ち上げ、学識経験者、学校関係者、 保護者などからの御意見も頂きながら、検証作業を進めております。

検証結果がまとまりましたら速やかに県議会に報告させていただきたいと考えてお ります。

議員御提案の新たな中高一貫校につきましては、県議会での御意見を踏まえ、検討 してまいります。

知事 No.3 3年10月6日 諸井 真英 議員

【質問事項】<一般質問(一括質問)>

4 県立高校のエアコン設置は誰がするべきなのか

【質問要旨】

- 県立高校のエアコン経費の負担を保護者に負わせている現状について、本来は 県が負担するべきではないか。
- エアコン設置の優先順位についてどう考えているのか、またその理由について 伺う。

【答弁要旨】

最後に、「県立高校のエアコン設置は誰がするべきなのか」のお尋ねのうち、県立 高校のエアコン経費の負担を保護者に負わせている現状について、本来は県が負担す るべきではないかについてでございます。

議員お話しの県立高校のエアコンの設置につきましては、平成17年度から順次整備が進められております。

整備開始当初は、全国的に県立高校での公費によるエアコンの設置事例は少なく、 また高校は義務教育でないため、国による補助制度もないことなどから、設置費用等 につきましては保護者負担とさせていただいたものでございます。

しかし、近年は他県においても公費負担での設置が増加をしてきており、また最近の夏場の暑さを考えると、やはり学校設置者である県が負担することが望ましいと考えております。

次に、エアコン設置の優先順位についてどう考えるのか、またその理由についてで ございます。

県立高校へのエアコンの設置は、生徒の教育環境の改善にとって特別支援学校の整備などと同じく重要であると考えております。

県立高校のエアコンの経費全般について保護者の皆様に御負担を頂いていることについては、心苦しく思っております。

しかしながら、知的障害特別支援学校は、現在既に過密状態が続いており、また今後も児童生徒数の増加が見込まれていることから、早急な対応が必要であるため、現

財務課

時点においては特別支援学校の整備などを優先せざるを得ないものと考えております。 教育委員会には、優先すべき課題が一段落し、エアコンの整備に必要な財源の見通 しが立つ段階になり次第、速やかに着手できるよう、整備手法などについて幅広く検 討を続けるよう依頼をしております。

教育長 No.3 3 年 10 月 6 日 諸井 真英 議員

【質問事項】<一般質問(一括質問)>

4 県立高校のエアコン設置は誰がするべきなのか

【質問要旨】

• 他県では本県同様エアコン経費の負担は保護者がしているのか、県や行政が負担しているところはないのか。

【答弁要旨】

諸井真英議員の御質問にお答えを申し上げます。

御質問4「県立高校のエアコン設置は誰がするべきなのか」のお尋ねのうち、他県では本県同様エアコン経費の負担は保護者がしているのか、県や行政が負担しているところはないのかについてでございます。

関東近県のエアコンの経費の負担状況を申し上げますと、制度導入時においては、 東京都以外は本県と同様に保護者負担で整備されております。

その後、公費負担への移行が進み、現在では普通教室については本県と茨城県を除く1都4県が公費負担、茨城県については「県立学校授業料等徴収条例」に基づき、「空調設備使用料」として全日制課程の場合、年額2,400円を保護者から徴収しております。

特別教室については東京都と神奈川県が公費負担、本県も含めたそれ以外の5県については公費負担と保護者負担が混在しております。

教育委員会としては、まずは特別支援学校の整備など喫緊の課題に取り組み、財源の目途が立ちしだい速やかにエアコンの整備に着手できるよう、しっかりと準備を進めてまいります。

県議会令和3年9月定例会 文 教 委 員 会

(付託議案)

【付託議案】

頁説明内容議決結果1~4第113号~
第116号議案財産の取得(産業教育設備(レーザー加工機等))
第116号議案可決5第124号議案学校職員の給与に関する条例及び会計年度任用
学校職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例可決

第113号議案(埼玉県議会定例会議案①16ページ) 財産の取得(レーザー加工機)についての概要

1 趣旨

専門高校において時勢に対応した学習環境を整備し、地域の産業を支える職業人材の育成を進めるため、実習で活用する産業教育設備を取得するものである。

2 内容

レーザー加工機 32台 (ファイバーレーザー加工機16台 CO2レーザー加工機16台) ※レーザー光の照射により切断、彫刻を行うもの

3 契約方法

一般競争入札

4 取得金額

428,912,000円(消費税等を含む)

5 契約の相手方

関東物産株式会社(東京都中央区) 代表取締役 山本 洋 代理人 埼玉営業所 田村 祐司

6 納入期限

令和4年3月25日(金)

7 設置先

県立高校14校



○ファイバーレーザー加工機の外観



○CO2レーザー加工機の外観

第114号議案(埼玉県議会定例会議案①17ページ) 財産の取得(CNC旋盤)についての概要

1 趣旨

専門高校において時勢に対応した学習環境を整備し、地域の産業を支える職業人材の育成を進めるため、実習で活用する産業教育設備を取得するものである。

2 内容

CNC旋盤 13台

※円柱形の材料を固定・高速回転させ、加工用の刃物を数値制御で動かし切削や切断による自動加工を行うもの

3 契約方法

一般競争入札

4 取得金額

333,190,000円(消費税等を含む)

5 契約の相手方

株式会社雄飛堂(埼玉県さいたま市) 代表取締役 中田 弘明

6 納入期限

令和4年3月25日(金)

7 設置先

県立高校12校



○CNC旋盤の外観

第115号議案(埼玉県議会定例会議案①18ページ) 財産の取得(マシニングセンタ)についての概要

1 趣旨

専門高校において時勢に対応した学習環境を整備し、地域の産業を支える職業人材の育成を進めるため、実習で活用する産業教育設備を取得するものである。

2 内容

マシニングセンタ 10台 ※複数の刃物を自動で交換し、複数の加工工程を行うもの

3 契約方法

一般競争入札

4 取得金額

305,800,000円(消費税等を含む)

5 契約の相手方

株式会社雄飛堂(埼玉県さいたま市) 代表取締役 中田 弘明

6 納入期限

令和4年3月25日(金)

7 設置先

県立高校10校



○マシニングセンタの外観

第116号議案(埼玉県議会定例会議案①19ページ) 財産の取得(3Dプリンタ)についての概要

1 趣旨

専門高校において時勢に対応した学習環境を整備し、地域の産業を支える職業人材の育成を進めるため、実習で活用する産業教育設備を取得するものである。

2 内容

3 Dプリンタ 16台

※3次元モデルを基に熱で融解した樹脂、カーボンを少しずつ積み重ねて立体物を出現させるもの

3 契約方法

一般競争入札

4 取得金額

208,736,000円(消費税等を含む)

5 契約の相手方

株式会社オキナヤ (埼玉県熊谷市) 代表取締役 藤間 太郎

6 納入期限

令和4年3月25日(金)

7 設置先

県立高校14校



○30プリンタの外観

第124号議案(埼玉県議会定例会議案⑥ 4ページ)

学校職員の給与に関する条例及び会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の概要

1 趣 旨

令和3年9月9日付けの埼玉県人事委員会の職員の給与についての勧告を踏まえ、学校職員の期末手当を改定等するものである。

2 内容

(1) 学校職員の給与に関する条例の一部改正

期末手当の支給割合の改定

期末・勤勉手当 支給割合(年間)4.45月→4.30月(▲0.15月)

- ア 令和3年12月期の期末手当
 - $1.275 月 \rightarrow 1.125 月$
- イ 令和4年度以降の期末手当
 - 6月期及び12月期の期末手当 それぞれ1.20月

(2) 会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例の一部改正

期末手当の支給割合の改定

令和4年度以降の期末手当(年間)2.55月→2.40月(▲0.15月)

3 施行期日

公布の日から施行する。ただし、2(1)に係る令和4年度以降の期 末手当の支給割合は令和4年4月1日から施行する。

文教委員会質疑・質問事項

議事堂 5 階 第 8 委員会室 令和 3 年 1 0 月 8 日 (金) 10:01開会~11:26閉会

1. 議案

【財産の取得(高校教育指導課)】

Q: それでは113号議案から116号議案までの財産の取得について伺う。こちらの調達方法だが、契約の相手方がメーカーではなく代理店となっている。これは、設置等も含めての金額でもあると聞いているが、やはり代理店を通すと手数料等を取られるかと思うので、こういう形での契約になることについて、価格の面も含めてその理由を伺う。

2点目は、工業高校等で使用する機器について、工業高校は基本的な技術等を学ぶ教育段階にあると思っている。近年例えば、様々な機器等も自分の手動で動かして使用するものよりは、コンピュータで入力をして操作をするという形態のものが多いかと思う。現場で使われているのはそういった機器だとは思うが、高校の段階で使用する機器として、技術を学ぶよりは入力をするだけということがどうなのかが少し疑問に思ったので、聞かせていただきたい。

(高校教育指導課長)

A: 御質問にお答えいたします。1点目のメーカーに直接発注をするという調達方法 はどうなのかという御質問でございますが、今回の整備は、国のスマート専門高校 という事業を活用して行うものでございます。その国のスマート専門高校の事業の 要項が、施設と一体型となった産業教育設備を行うというものでございまして、た だ機材の購入だけではなく、施設に固定をする工事も含めたものということで、入 札をかけさせていただきました。結果、こちらの業者に決定したということでござ います。

2点目、工業高校で学ぶ知識や技術は、基礎基本的なものが大切ではないかという御質問だと思いますが、委員おっしゃるとおりだと考えております。現在、工業高校では、基礎的、基本的な知識技術の習得を一番重要視しております。ただ、デジタルトランスフォーメーションが進んでいる今の産業界で実際に使っている機材を高校生が体験する場合、現状ではインターンシップや工場見学で企業に出向く、そういったことで工業科の高校生は、今はこうなっているということを学習します。それが今回このような設備を導入させていただければ、学校にいながら最先端の技術はこうなんだということも併せて学べると考えております。

Q: 1点目の関係だが、設置も含め、施設と一体となった設備といった要件もあり、このような契約になっているということだが、設置というのは、そこにものを据え置くということもあるし、また初期設定みたいなことも含めてやってもらえる、ともにあると思うが、やはりこういった業者を通さないと難しいのかどうか。例えば、ノートパソコンを買ってきて自分で設定するような簡単なものであれば、現場でもできるかと思うが、設置ということにはどの程度の知識とかが必要なのかお聞かせいただきたい。

(高校教育指導課長)

- A: 質問にお答えいたします。今回整備するものはかなり大きな設備になっております。工業高校では、今でも旧式のCNC旋盤やマシニングセンタを活用していますが、その工事自体もメーカーが直接ということではなく、やはり安心安全を考えて、室内にしっかりと固定をし、不備がないようにするということで、工事も含めて入札を行っているというものでございます。
- Q: 財産の取得について5点伺う。まず最初に、ただ今あったが、設備ごとに整備するということだが、設置はどのような計画に基づいて行うか、詳しくお願いする。 あと2番目が、これらの設備を導入することで、どのような教育的効果が期待できるのか具体的にお願いする。

3番目が、最先端の設備を入れただけでは、工業高校の人気がすぐに回復すると は思わないがどのように考えているのか。

4番目がこれらの整備導入を地域の産業人材の支えとしていく必要があると考えるが、こうした工業高校の生徒の県内企業への就職状況をどのように考えているか。

5番目として、これは学校の財産になるのだが、地元の企業とか事業所に貸し出し等をすることが、企業と工業高校の結びつきが強くなり、連携できれば就職・採用にも結びつくのではないかと思う。そういう地元の企業や事業所の人達が、学校の機械を使用することが可能なのか難しいのか。難しいとすればどういう理由なのか伺う。

(高校教育指導課長)

A: 財産の取得に関する5点の質問にお答えいたします。まず、1点目、この設置はどのような計画に基づいて行われているのかということでございます。今回、この事業は国の補助金を活用したものですが、マシニングセンタ及びCNC旋盤につきましては、設備の更新となります。かなり大型の設備で、実習等に使用するものですが、機械科か電子機械科を有する高校が14校ございます。この14校のうち、今まで県の予算により、CNC旋盤やマシニングセンタを1年に1台、もしくは2台更新しておりました。直近に更新が済んだ学校、又はこちらの同じ型式ではなく、違う型式、マシニングセンタとCNC旋盤を複合したような装置を発注したいという学校を除いて、CNC旋盤とマシニングセンタは先ほどの数となっております。そして、レーザー加工機と3Dプリンタにつきましては、このような大型のものを設置している学校はありません。先ほどの機械科か電子機械科がある学校14校、そのうちの2校、大宮工業と狭山工業には、両方の学科があり、それぞれ2クラスずつありますので、2台ずつの設置となっております。

2点目の御質問です。これらの設備を導入することでどのような効果があるのかということだったかと思います。先ほどの御質問でもお答えしましたけれども、基礎基本の習得が一番大事だと考えておりますが、実際、学校現場から企業に就職したら、最先端の機械で、学校では触ったことがなかったというような声もあるわけです。そのため、基礎基本を大事にしながらも授業で最先端の技術を学ぶことが可能になり、生徒の方も今の技術はここまでできるんだというデジタル産業を意識した資質能力の向上が見込めるのではないかと考えております。

3点目、工業高校の人気がこれで回復するのかという質問かと思います。御心配ありがとうございます。何とかしなければならないと考えており、新しい機械を導入したことのPRが非常に大事だと考えております。今回、設備を整備させていただければ、これまでの実習と比べ物にならないくらい良い加工品とか精度の高い製品ができるようになります。そういった学校での取組を地元の企業、中学生、県民の方にも知ってもらうことで、これまでも地元の企業や商工会と連携し様々なイベントに参加をしていますが、そういう場で実際に新しい機械を使って学習し、製品

を作っている様子をどんどんPRしていきたいと考えております。

4点目でございます。これらの整備の導入が地域の産業人材といいますか、その支えになるのか、実際の県内への就職状況はどうなのかということであったのかと思います。県内の工業高校から、令和3年3月に就職した生徒は、1,471人でございました。そのうち県内企業に就職した生徒は951人ということで、約65パーセントとなります。少々少ないと思われるかもしれませんが、例えばNTTとか、東武鉄道とか大手に就職した生徒は、実際に働く場所は県内ですが、本社が東京にありますので東京就職という形になってしまいます。

最後の5点目ですが、今回整備するものを地元の企業等が使える機会を提供できるかということですが、今回導入される機材、これは毎日の授業の実習で生徒が使うということになります。また、放課後とか夏季休業中も、部活動や課題研究というのがありまして、そこでも生徒が使う頻度が高いということで、貸出し等は難しいと考えております。ただ、地元の企業にもこういう設備を使って高校生は学んでいるんだと知ってもらいたいと思っております。また地元の企業からも外部講師として、学校に来て教えていただく場合もありますので、そのような機会を通してこの設備というのを企業の方にも知ってもらいたい。そして地元のイベント等にも高校生がどんどん参加をしてPRをしていきたいと考えております。以上でございます。

Q: 学校を卒業して社会の役に立つ教育、これの典型的な形かなと思う。しかも即戦力になりそうと解釈できるので、あとはできたら学校と地域との連携を大事に。これは、先日の一般質問で、教育長も答えられていたと思うが、学校が地域の企業等から、本当に必要とされるのであれば、教育とすればすばらしいと思っているので、その辺の思い、考えをもう少し聞いておきたい。

(高校教育指導課長)

- A: ただ今の質問にお答えいたします。高校が地域と連携して教育を進め、人材を育成するということでございますが、先日深谷商業高校の生徒がフジパン株式会社、日本薬科大学、東都大学と連携した新しいパンを開発したということで、教育長、知事への表敬がありました。そのような活動というのは地域を盛り立てるだけでなく、その生徒の育成に直につながると考えています。工業高校はじめ専門高校、実際に実学ということで、工業しかり農業しかり、本当に地元と学校とが一体になって生徒を育てていく、そこに教育の大きな意義があり、教育の原点につながると思いますので、これからも積極的に地域連携を進めてまいりたいと考えております。
- Q: 2点御質問させていただく。まず1点目であるが、先ほどメーカーに発注して設置の方もしていくということだったが、使っていくうちにメンテナンスをしていかなくてはいけない。また、昨日、川口市内でその機器を使っている企業に伺い、実際に見させていただいた。やはり、電気代の方も非常にかかるということだったが、こちら取得することによってそういった電気代だったりとかメンテナンス費だったりとか、あとすぐに機器が故障したときに呼んで来てくれる、そういったメンテナンス業者との連携がとれているのか、そういったことについてお聞かせいただきたい。

2点目が、今回3Dプリンタは新規ということであるが、先ほど答弁で地域の方々と連携を図って外部の講師の方にも来ていただいてということだが、当然、教える先生の方も技術を磨くというか、指導力を高めていかないと、導入したところで、それだけで終わってしまうこともあると思う。そういった先生の指導というのは外部の方、地域の方とか、そういった方を活用していかれるのか。そうするとそこで地域連携も図れるかなと思うが、いかがか。

(高校教育指導課長)

A: 御質問にお答えいたします。1点目、電気料金や、修繕費等についてでございます。現在も工業高校は大きな設備を持っておりますので、電源ということに関しては、今のものをそのまま使っていきます。今回新しく整備したから電気料金をプラスするということは考えておりません。現在の電気料金等の学校の予算の中でこれは賄えるのではないかというふうに考えております。あともう一つメンテナンスに関してですが、これは、万が一故障した場合、保証の中で行えるもの、また、期限が切れてしまうと有償のものがあるかと思いますが、毎年、高校に対して、修繕に関してどのようなものを希望しますかということでヒアリングをしまして、優先度の高いものから行うこととなっております。日頃のメンテナンスを毎日やっていくとは思いますが、万が一の場合には学校からの要請を受けて、行うことなども考えております。

2点目の教員の研修、スキルアップということでございます。まず、導入時は、この機械の業者の方から説明や機械の取扱い方法について、丁寧に指導を受けることになります。工業高校も大学等と連携をしておりますので、その連携先の大学から新しい技術を学んだり、先ほどありましたような地元の企業の方から、「今実際現場ではこういうふうにしてるんだ」というような技術も学んで、教員が自らスキルアップをどんどんしていくということ、これが大切だと思っておりますので、そこは十分に支援をしてまいりたいと考えております。

Q: 1点確認だが、メンテナンスや修繕というのは、県の方から各学校に優先順位の高いほうからやっていくとのことだが、このような機器はちょっとしたことで壊れたり系統が狂ったり、昨日のような大きな地震があるとその後にすぐに対応しないと授業で使えず、機械が眠ったままになってしまうということがあると思う。そのような時に優先順位をつけるといったやり方だともったいないことになるかと思うがその部分について伺う。

(高校教育指導課長)

A: 機械が止まってしまい実習が行えないということは絶対に避けなければならないので、その場合は急ぎでメーカーに来てもらい、直すということを最優先で行うということになります。先ほども申し上げたように、工業科の教員達は生徒にメンテナンスということも教える立場にあり、備品が壊れないようにどういう風に手入れをしていくのかというところも重要な教育になってくるので、現場の教員も気を付けながらやっているところです。

Q: 113号から116号議案について伺う。実習で必要とする環境設備を取得するということで、更新するのがCNC旋盤とマシニングセンタで、レーザー加工機と3Dプリンタは新たに買うということだが、3Dプリンタなどは早くから学校に入れておくべきものかと思うが、これを入れることによって行政効果、それから就職活動などにどのように役に立つのか、今後の見通しを含めてお示しいただきたい。また大変高額なので国の負担が補助金で1/3、県の負担分が2/3ということで、国からの交付税措置もあると思うが、この点については現状どうなっているのか。国としてももっともっと中小企業を応援していくという形で予算を増やしていると思うがこの点について伺う。

(高校教育指導課長)

A: 財産の取得に関する2点の質問にお答えいたします。1点目、3Dプリンタについて、今更取得は遅いのではないかというところでございますけれど、小型の3D

プリンタは工業高校で設置している学校が多いという状況でございます。ただ、3Dプリンタもこれくらいの大きいものになりますと、加工できるものが増えてまいりますので、実際に企業が使っているものに本当に近い形になるかと思います。デジタル産業の一つの象徴ともいえる3Dプリンタをこれからも活用し、また、学校だけでなく、企業・大学等とも連携し、アイデアを形にするということができてきますので、工業高校の高校生の新しい発想等も、ここで育んでまいりたいと考えております。

2点目、予算措置のことでございますが、今回、委員おっしゃるように3分の1 が国庫補助で、残りの3分の2が県負担となって地方債を充当しています。またその県負担の3分の2のうち、50パーセントは、国から交付税措置されるということで、実質的な県の負担は、3分の1となります。

Q: 更新と新しいもの、非常にいいなと、国の予算も活用した中でよく踏み切ったなと私は感じさせてもらっている。先ほど来、基礎基本なんだというお話だったが、これらの機器は技能という部分で活用するわけで、色々な検定だとか、要は、我々が納得できるような実績、例えば検定をどう受けているかだとか、それは基礎基本だからまだそういう段階ではないという話なのかどうなのか。でも先ほどの委員とのやり取りを聞いていると、軽微な修理までするというと相当熟練しないと修理はできないので、その辺はどうなんだろうなというのが疑問として浮き上がってきたので、その辺を整理していただきたいと思う。また、当然新しい機器に触れる機会があれば、興味を持って、そのレベルを上げていきたいって思うのが通常の考え方だと思う。ですから、例えば検定も国家検定だけじゃないとは思うが、そういったものもあったほうが、就職だとかそういう時には有利になると我々は思う。そうしたところを含めて、御説明を頂きたい。

(高校教育指導課長)

A: 御質問にお答えいたします。まず1点目の新しい設備を活用してスキルを上げる、 検定等を突破して、より高みを目指すべきではないかに関してです。工業高校に行 きますと、検定試験何人合格とか、何種合格とかいうものがございます。検定試験 を突破するというのは、高校生の励みにもなっておりますし、先生方の取組の成果、 これだけ合格させられた、これだけ上達させられたというものにつながると思いま す。新しい産業機械の検定はこれからも、内容が変わったり、新しい取扱いの検定 等も出てくると思います。そういうところにもアンテナを張って、工業高校が生徒 に示す取組の目安として、スキルを上げる目標として設置するように工業高校には 説明してまいりたいと考えます。

もう一つ、先生方が機械の修繕を教えることに関して、私の説明が悪かったかも しれませんが、工業高校の教員が、毎日直し方を教えるというより、授業が終わっ たらこういう風な形で掃除をしたり壊れないような形で機械を扱うんだよというこ とを、それも指導の一環だというようにお伝えしたつもりだったのですが、細かい 修理まで教えるということで受け取られてしまったことについては大変申し訳ござ いませんでした。

Q: 検定などの話が重要だと思っている。そこが基礎基本の積み上げによってそういうものにチャレンジしていく状況を工業高校の中で、専門性の高い学校の中でトライをしていく環境をどんどん作っていってほしいと思うし、新しく入れるもの以外は更新だから、過去のそういう実績がおありになるんじゃないかと想像するわけだが、なかなかそういう情報は我々には届かない。しかしこうやって予算を認めさせていただく段階になってそれも一つ成果だと我々は思うので、やっぱりその辺の情報の出し方というのも、御工夫を頂く必要があるのかと思うがいかがか。

(高校教育指導課長)

- A: 検定を含めて、今回3Dプリンタとか新たなものを設置いたしますので、それが 機械科、電子機械科に配置されるということで、県といたしましても新しい設備を 活用したコンテストなども考えて、なんとか工業高校単独ではなく、チーム県立学 校でそれぞれ切磋琢磨してスキルを上げていけるような施策というのを考えてまい りたいと思います。
- Q: 大変期待をしたいと思う。産業労働部が所管される、ものづくり技能フェスタによく訪ねるが、そこでは高技専の皆さんが必ず参加しており、積極的にやっている。そのようなところに工業高校の皆さんも参加して、こういう努力をしている、こういうことをやっているというアピールもしていただいてもいいと思うが、そうしたことを考える余地があるかどうか伺う。

(高校教育指導課長)

A: 工業高校の応援をしていただきありがとうございます。高校では主に技能五輪に参加しており、そこで1位をとりたいだとか、そのようなものをモチベーションにしています。高技専等が参加しているような、高校よりも一つ上の技術を持つ方たちのところに参加できるかについては、これから検討していきたいと考えています。

【第124号議案 学校職員の給与に関する条例及び会計年度任用学校職員の報酬等に 関する条例の一部を改正する条例(教職員課)】

Q: 給与のことで1点伺う。O. 15月の引下げということであるが、それによる影響はどのくらいの金額を見込んでいるのか。

(教職員課長)

A: どのくらいの金額なのかという御質問ですが、学校職員の給与に関する条例の改 定の影響額は、約23億円の減額となります。

Q: 124号議案の学校職員の給与に関する条例及び会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例について伺う。

新型コロナウイルスが流行する中で、学校現場では、教職員が本当に大変な思いをしたと思っている。分散登校やオンライン授業、給食中の指導や手洗い指導、マスクの着用、教室の換気・消毒など、いろいろなことに大変気を遣っている。そうでなくても、学校の先生は非常に忙しく、そのような中でのコロナウイルス対策は精神的な負担も大きかったと思うが、現場の声はどうなのか。

(教職員課長)

A: コロナウイルス対策等を踏まえ、学校の現場の声はいかがなものかという御質問にお答えしたいと思います。

多くの学校の先生から、現状についてお話を伺わせていただきました。先生方には、委員おっしゃるように、給食での指導であるとか、オンライン授業、分散登校、あるいは修学旅行や文化祭といった行事の検討、また、学校内の消毒、検温など、学校生活では常にコロナウイルスを意識して、大変気を遣っていただき、日々大変な思いをしていただいていると認識しております。

先生方にとって、給与というのは勤務条件の一つとして大変大切な部分であると思っております。コロナ対応で、こんなに苦労をしているのに、期末手当を下げるとはモチベーションが下がるというようなことを、多々、厳しい御意見として伺わ

せていただいているところでございます。

Q: 現場の先生も大変だという話があったが、そのとおりだと思う。令和3年度の在校等時間の超過勤務はどのような状況なのか。

(県立学校人事課長)

A: 県立学校における超過勤務の状況について御説明申し上げます。令和3年6月における超過勤務が1か月あたり45時間を超えた教諭の割合は、高等学校におきましては、43.8パーセントとなっております。

(小中学校人事課長)

- A: 令和3年6月における超過勤務が1カ月当たり45時間を超えた教諭の割合は、 小学校は62.4パーセント、中学校は70.6パーセントとなっております。
- Q: 学校の先生方や子供たちが大変な状況にある中で、分散登校をしていた時は人数が少なくなり、少人数学級は楽だと先生方はおっしゃっていたこともあり、早く少人数学級にしていただきたいと思った。コロナ禍で、会計年度任用学校職員も頑張ってこられているが、報酬の実態はどのようになっているのか。

(教職員課長)

- A: 会計年度任用職員の報酬についてでございますが、今回の給与改定におきまして も一般職員と同様に、期末手当を 0. 15月分引き下げるということとなっており ます。
- Q: 私の調査では、定年退職前の校長先生の場合は、再任用をすると退職時に対する 給与の割合が79.68パーセントとなっており、例えば教頭先生が再任用になっ た場合には、52.24パーセントで、一般の教諭は退職時との割合が58.07 パーセントとなっている。そういう面では、今回のボーナスカットというものは、 再任用の方も含めているという点で、大変低くなるわけだが、この点について現場 の先生たちの声をつかんでいるかということについて伺う。また、新規採用職員の 初任給、大卒ストレートの場合に、月額と年収はどのくらいになるか伺う。

(教職員課長)

A: 再任用の校長先生の給与の関係でございますが、委員のおっしゃいますように、校長先生が再任用校長となった場合の、退職時との年収の割合は約80パーセントとなっております。また同様に校長だった方が再任用として教諭になった場合には48.5パーセントとなっております。先ほど申し上げましたように、現場の声は、再任用の方も、会計年度任用職員の方も、また一般職員の方も、同じような意見を頂戴しておりまして、学校現場が大変な中で、加えて新型コロナが大変な中で、期末手当を下げるということにつきましては、大変厳しいという意見を頂戴しております。

2点目の質問でございますが、新規採用職員の初任給でございますが、大卒ストレートの場合、給料月額は約214,000円、年収にいたしますと3,622,000円程度となっております。以上です。

Q: 今は本当に大変な状況であるにも関わらず、再任用の場合でも給料が下がって、 校長先生についても約80パーセントになってしまう。他の先生方も再任用にな る場合に給料が下がる。それから初任給についても、高くないと思う。214,111 円という点では、生活がやっとというこのような状況で、やはり学校の先生になり たいという人を増やしていくという意味でも、給与はこの時期にボーナスからだと しても2年連続で下げるというのは問題があると思うのだが、その点について1点 伺いたい。

(教職員課長)

- A: 先ほども申し上げましたが、教職員にとって給与というのは大切な勤務条件の一つであると考えております。しかしながら、私たち県職員の給与につきましては、地方公務員法におきまして、社会一般の情勢に適応しなければならず、そのために人事委員会は官民の給与水準を調査し、勧告を行うということとされてございます。人事委員会におきまして、県内民間企業の給与等について調査が行われました結果、9月9日に勧告が行われ、一般職員の期末手当につきましては0.15月分の引下げという内容となったところでございます。勧告に基づいて改定を行うことが、厳しい中ではありますが、多くの職員の納得と県民の方の御理解が得られるものと考えられます。御理解を頂きますようお願い申し上げます。
- 〇 第124号議案、学校職員の給与に関する条例及び会計年度任用学校職員の報酬等 に関する条例の一部を改正する条例案について、反対の立場から討論を行う。

条例提案の趣旨は、令和3年9月9日付けの埼玉県人事委員会の職員の給与についての勧告を踏まえ、学校職員の期末手当を改定等するものである。反対の主な理由は、今回の引下げは、新型コロナウイルス感染拡大により経済状況が悪化するもとで、政府が行った自粛要請と不十分な保障によって引き下げられた民間労働者の賃金に合わせて公務労働者の期末手当を引き下げるものであり、厳しい人員体制の下で、新型コロナウイルスが感染拡大する中、学校現場で大変気を遣い、苦労しながら、度重なる行事、予定の変更、分散登校やオンライン授業の実施、修学旅行の延期、中止など、混乱の中で懸命に子供たちの感染を防ぐために、消毒を行う、手洗いをこまめに行う、給食時におしゃべりをしない、マスクの着用など、子供たちのことに気を遣いながら、倉間している教職員の実態からかけ離れたものであるからである。期末手当の削減は、まさに傷口に塩を塗る行為と言わざるを得ないし、頑張っている教職員に対し冷や水を浴びせるものである。(討論)

3. 所管事務調査

【いじめ問題の対応について(生徒指導課)】

Q: 3点伺う。まず、昨年11月に、東京都の町田市で小学校6年生の女子児童がいじめを受けて自殺するという痛ましい報道があった。この近年の傾向を象徴するようにネットを利用したいじめ、特に今回のケースはSNSではなくチャット機能で悪口を書き込むという手口だった。SNSによるいじめと異なるのは、スマホを使ったものではなく、会員制でもなく、学校から与えられたタブレット端末に付随している機能がいじめに利用されたということである。さらに、この町田市の件では、管理者用のパスワードまで共有されていて、悪口の投稿や削除をした人物の特定が非常に困難だと聞いている。パスワードの管理の徹底は当たり前だが、本県においてもネットいじめを防ぐ体制を強化していかなければならないと強く思っているが、県の対応について伺う。

2点目、この町田市の事案のもう一つの大きな問題は、女子児童が亡くなる以前に学校はいじめの兆候を把握し、さらに、この女子児童が亡くなった直後に「いじめで亡くなったという間違った噂が流れている」と学校長が保護者会で話している。原因の隠蔽を図ったということである。この学校はICT推進校で、全国に先駆けてタブレット端末を1人1台配付して、校長はその旗振り役として非常に有名

だったとの報道もあった。この自殺の背景に、配付されたタブレット端末によるいじめがあると判明して、校長が保身のためにこのような行動をとったということであれば、ネットによるいじめよりもっと深刻で大きな問題である。昨年12月定例会の文教委員会でも議論されたが、本県でも秩父農工科学高校において、女子生徒がいじめを苦にして転学を余儀なくされた事案があった。前回の委員会では、所管事務調査の質問に対して「調査が十分ではなかった」、「初期対応が遅れてしまった」という答弁があった。この初期対応について、埼玉県ではどのような方針で対応し、昨年からどのように改善されているのか伺う。

3点目、文部科学省により「令和元年度いじめの認知件数及びアンケート調査実施状況」が公表されている。この中の「都道府県別いじめの認知件数」について、「1,000人あたりの認知件数」について埼玉県は31.4件という数字で全国では少ない方から14番目となっているが、この数字についてどのように分析されているのか、どのように更なる改善を図っていくのか伺う。

(生徒指導課長)

A: いじめ問題の対応についてお答えを申し上げます。まず1点目、ネットいじめを防ぐ体制の強化についてでございます。いじめは基本的にどの学校にも、どのクラスにも起こり得ることという認識に立ち、県としてこれまでも、各学校や各市町村教育委員会に対して、対応の徹底を求めてきたところでございます。その中でも、情報通信端末を通じたいわゆるネットいじめにつきましては、県でも起こり得る事例として、気を付けなければならないと考えております。そこで、まず県では、県立学校を対象に、民間の専門業者に委託し、問題のある書き込みを監視するサイト監視として「ネットパトロール」を行っております。次に、ネットの利用に関して、子供たち自らが利用をコントロールして、家庭でもネット利用について話し合える環境をつくることが大事だと考えております。そこで、情報モラルの向上を目的として、学校において子供たち自身が情報端末のルールづくりに取り組む活動を促しております。さらに、家庭でも取組を進めていただくため、「ネットトラブル注意報」を市町村教育委員会、各学校を通じて配布して、児童生徒への指導や家庭への啓発を促しております。こうした取組を充実させ、ネットいじめを防ぐ体制の強化に取り組んでまいります。

2点目、初期対応とその改善についてでございます。まず、初期対応をどのような方針で対応しているかでございますが、いじめが疑われる事案が発生した場合、組織においていじめの訴えをまずしっかり受け止めるということ、そして組織で対応方針を検討して、詳細な内容を把握するためのアンケート調査や聴き取りの実施による適切な事実確認など具体的な対応を行うよう指示しております。次に、どのように改善されているかでございますが、今まで、管理職や教職員を対象とした会議や研修の場を用いて、いじめに対する法の理解や組織的な対応の重要性を繰り返し周知しております。その結果、各学校において法に則った対応と組織的対応への理解が進み、いじめを積極的に認知し対応する教職員の意識は改善しつつあるものと捉えております。しかしながら、各学校におけるいじめの重大事態は依然として発生していることから、今後も適切な初期対応の周知を継続し、教職員一人一人がいじめを防止し、学校全体で早期対応、早期解決への取組を行うよう支援を行ってまいります。

3点目、いじめの認知件数の分析と改善についてでございます。いじめを見逃さず積極的に認知することは、その解消に向けた取組につながるものであり、重要な点と考えております。委員御指摘のとおり、本県におけるいじめの認知件数は全国の平均数値46.5と比較すると少ない状況にあり、いじめの見逃し・見落としがある可能性があることも考えられると認識しております。そのため、これまでも学校や市町村教育委員会に対して、いじめの定義や積極的に認知することについて、研修や会議等で繰り返し周知してまいりました。全ての教職員が改めていじめの定

義を確認し、積極的に認知をすることで、適切な初期対応が行えるよう、引き続き 指導してまいります。

Q: 数年前、私の地元の中学校が非常に荒れていて、当時県内で生徒指導が非常に困難な唯一の学校として、県で色々と対策をとっていただいた。その際、私はこの中学校のある地元の町内会の会合で、町内の皆さんに「実はこの中学校は県内でも一番大変な状況にある。地域の皆さんに協力してもらい、学校の改善を皆で図っていきましょう」と呼び掛けたら、後日この学校の校長を歴任した方から「よくもバラしてくれたな」ということを言われ、公衆の面前で怒鳴り合いの大喧嘩をしたことがあった。

秩父農工の件は、内部の関係者からお話を伺っている。早いうちから教職員がい じめと認識して校長にも相談していたが、公式には「いじめと認識できなかった」 という発表だった。私はここでも隠蔽が図られたと思っている。

また、県内の現役の教職員やOBの方からお話を伺ったとき、「埼玉県に限ったことではないかもしれないけれど、いじめに対応した管理職よりも、上手く隠蔽した管理職の方が評価を受ける世界ですよ」と聞いてショックを受けたことがある。こういう意見を持った教職員もいる。

さらに、私が再三指摘をした埼玉県の学校施設耐震化の虚偽報告問題も、隠蔽の 最たるものだと思っている。

先ほどの答弁の中では、認知件数が少ないのは見落としや見逃しの可能性がある とのことだったが、私はその他に隠蔽がたくさんあると思っている。

私は教職員や管理職の評価の制度のことは全く知らないが、もし問題を解決したことよりも、問題を起こさなかったことが高い評価を受けるような風潮では、いつまでたっても隠蔽体質は変わらないのではと思う。この改善に向けて、所見を伺う。

(生徒指導課長)

- A: 委員御指摘のとおり、問題を解決したことよりも、問題を起こさなかったことが高い評価を受けるようなことは、いじめの対応においてはあってはならないことだと考えております。学校は、いじめが発生した場合、いじめ防止対策推進法に基づき、早期に認知し、適切に対応していじめの解消を図っていくことが求められております。管理職は、いじめの認知件数の数字にとらわれるのではなく、いじめの認知を早期に行い、その解消に向けてリーダーシップを発揮していくことが重要になります。いじめの適切な対応については、校長会や副校長・教頭会など管理職を対象とした会議の場を利用し、引き続き周知徹底を図ってまいります。
- Q: 初期対応が非常に遅れた、又は、いじめを隠していたことが後に発覚した場合、 この管理職に対して、評価に関する厳しい対処がなされるのか。

(教育長)

A: 学校というのは、子供たちが毎朝楽しく、「今日もどんなことができるかな」と楽しみに学校に行ける状況にあってしかるべきで、何よりも安心して子供たちが通えて、楽しく勉強ができる場でなければならないと考えております。ただ、子供たちが集団で生活しておりますので、いじめが自分の学校にも決してゼロではない、絶対にあるかもしれないということを校長が肝に銘じて、子供たち一人一人に目を配って教育活動を進めることが何よりも大事だと考えております。子供たちが朝起きて、「学校に行くのが嫌だな。でも親には言えないし、先生にも言えない。でも親には行けと言われる」というような気持ちで毎日学校に通うようなことはあってはならないと考えております。まだまだ認知件数も少ないという御指摘も頂きましたので、より高くアンテナを張り、いじめの根絶に向けて引き続き学校としては取り組んでまいります。また、校長、学校の対応はいじめ問題を含め様々ございます

が、その対応に不適切なところがあれば、教育委員会としてしっかり指導してまいります。

【公立小学校教諭未払い賃金請求事件の判決結果について(教職員課、県立学校人事課、 小中学校人事課)】

Q: 入間市立小学校教諭未払い賃金請求事件の判決結果について質問する。判決結果は県が勝訴した。判決理由が3点あるが、3点目で裁判長は「給特法はもはや教育現場の実情に適合しておらず、勤務実態に即した適正給与の支給のために勤務時間の管理システムの整備や給特法を含めた給与体系の見直しなどを早急に進め、教育現場の勤務環境の改善が図られることを望む。」と言っており、私は素晴らしい判決理由だと感じている。この判決に基づいて、これから県教育局についてはどうしていくつもりなのか。この決意も含めてお示しいただきたい。

(教職員課長)

- A: 10月1日に市立小学校教諭の未払い賃金請求事件の判決がございまして、委員がおっしゃった部分については、判決の最後の"まとめ"として裁判長から言葉があったところでございます。この判決だけでなく、例えば10月1日の萩生田前文科大臣が行った会見などにおきましても、学校における働き方改革は急務であること、給特法等の法制的な枠組みを含めて検討が必要であること、というようなお話がございました。学校現場における働き方改革は急務であるという認識でございますが、国における対応について注視して参りたいと思います。
- Q: 現場の中で、持ち帰って仕事をするとか、過労死を超えるような働き方をしている。「教育現場の勤務環境の改善が図られることを望む」と裁判長がおっしゃており、これを契機に実態についてきちんと調べ、超過勤務が80時間を超えるような働き方はやめるように改善していくため、県としてどのように取り組んでいくのか伺う。

(県立学校人事課長)

A: 県としても、教職員の働き方改革は大変重要な課題と受け止めておりまして、令和元年9月に策定いたしました「学校における働き方改革基本方針」を基に、現在、業務量の削減あるいは負担軽減などに鋭意取り組んでいるところございます。

一方で、先ほども申し上げましたところですが、月の超過勤務が45時間を超えた割合は、小学校教員で62.4パーセント、中学校で70.6パーセント、高校で43.8パーセント、特別支援学校で24.7パーセントという数値となっております。

実は、これについては、「基本方針」策定前の平成28年6月と比べると状況は改善しているところがございます。数値を申し上げますと、小学校では16.1ポイントの減、中学校では10.6ポイントの減、高校では19.5ポイントの減、特別支援学校では12.0ポイントの減ということで、平成28年度から令和3年度までの推移は改善しております。けれども、依然として高い数値となっております。引き続きしっかりと進めてまいりたいと考えております。

(小中学校人事課長)

A: 持ち帰り業務というお話がありましたが、県立学校人事課長が申し上げましたとおり、今年度、小・中学校・高等学校で教員の持ち帰り業務を含めた詳細な勤務実態調査を行っているところです。小・中学校においては6月に実施し、その結果について研究者を交えた分析を行っております。学校行事の精選や工夫改善、会議の縮減、地域・保護者による登下校の見守り等の取組が、勤務時間の縮減に効果があることが見えてきている状況でございます。このような分析を今後は更に進めていき、実効性のある取組というものを市町村教育委員会及び小・中学校の管理職に示

して、取組を強化するよう働き掛けてまいりたいと考えております。